

議案第131号

つくば市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成26年12月4日

つくば市長 市 原 健 一

つくば市国民健康保険条例の一部を改正する条例

つくば市国民健康保険条例（昭和63年つくば市条例第90号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「39万円」を「40万4,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の前に出産した被保険者に係る第5条第1項本文の規定による出産育児一時金の支給については、なお従前の例による。